

## 「ライトブルー賞」表彰実施要領

平成30年8月17日制定  
（「育成功労の部」を新設）  
令和元年7月2日一部改正  
令和2年6月30日一部改正  
令和3年6月21日一部改正  
令和4年2月8日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和5年7月5日一部改正  
令和6年4月18日一部改正

### 1 趣 旨

郷土千葉県の新しい時代を担う、心豊かなたくましい青少年を育成するため、善意や親切心からよい行いをした青少年及び青少年を育成支援する活動をしている者で、顕著な功績があった個人又は団体を表彰し、その活動をたたえとともにその気運を県内のすみずみまで広めていく。

### 2 主 催

千葉県青少年総合対策本部

### 3 表彰の実施

千葉県青少年総合対策本部長（以下「青対本部長」という。）から表彰状及び記念品を授与する。

### 4 表彰対象者

表彰は、「青少年の部」と「育成功労の部」を設け、各部ごとの対象者は下記のとおりとする。

なお、いずれの部においても対象活動又は現住所（団体の場合は事務所所在地）が、本県に関係があること。

#### 【青少年の部】

善意や親切心からよい行いをした青少年で顕著な功績があった個人又は団体

個人の場合は、活動が開始された時において18歳未満であり、かつ表彰時において20歳未満であること。団体の場合は、構成員の大半が20歳未満であること。

#### 【育成功労の部】

青少年を育成支援する活動をしている者で、顕著な功績があった個人又は団体（企業を含む）

## 5 表彰区分及び基準

### 【青少年の部】

(1) 個人や団体の活動は、自主性・自発性があり、次に該当するものとする。

#### ア 環境保全、環境美化活動

自然環境の保護・保全に尽くした活動。又は、公共の施設・場所の清掃等、環境美化に努めた活動。

#### イ 事故防止活動

人命救助、防火、防犯、事故防止等に尽くした活動。又は、地震、風水害及びこれらに類する自然災害又は人為的災害発生時に尽くした活動。

#### ウ 社会福祉、社会貢献活動

社会福祉等の慰問・激励・介護その他の各種奉仕活動。又は、金品等の寄付等により社会福祉に尽くした活動。

#### エ その他、青少年や青少年団体の模範となると認められる活動

子ども会などの地域活動、団体・グループ活動等に積極的に取り組むとともに、率先してリーダー等の中心的役割を担うなどの活動。

(2) 団体の場合は、学校教育の一環として行った活動や、活動の成果が当該団体の構成員のみに帰属する活動は原則として対象外とする。

ただし、地域社会に同様の活動を誘発するなど、模範的なものは対象とする。

(3) 団体活動において特定の個人を表彰する場合には、当該活動に尽力し、当該団体の牽引力としての役割を担い、他の模範となるなど、個人として顕著な功績があると認められる者（1名以内）を対象とする。

なお、同一団体から、類似する活動において別の個人を推薦する場合には、少なくとも3年以上期間を空けること。

(4) 活動期間については下記を目安とし、原則として当該年度の8月まで継続しており、今後も活動の継続が見込まれること。

ただし、人命救助等の一時的活動は、前年度の推薦日以後の活動であれば、この限りではない。

また、活動内容によっては、活動回数や期間が下記に満たない場合でも、表彰対象にできるものとする。

(個人)

区分	活動回数	期間
常時活動	毎日～週3回程度	6か月以上
定期的活動	週1～2回程度	1年以上
	月2～3回程度	2年以上
	月1回程度	5年以上

(団体)

活動回数	期間
月 1 回程度	3 年以上
年 4～6 回程度	5 年以上
年 1～3 回程度	10 年以上

【育成功労の部】

- (1) 個人や団体（企業含む）の活動は、自主性・自発性があるとともに、先駆性・独創性が認められるものとし、表彰区分は次のとおりとする。

ただし、行政からの委託事業や、補助金等を主たる財源（5割を超える）としている活動は対象外とする。

ア 自己形成・社会参画支援

各種体験活動やボランティアの機会の提供など。

イ 困難を有する子ども・若者への支援

ひきこもりや不登校をはじめ社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への相談活動、居場所の提供、学習の機会の提供など。

ウ 青少年の成長を支える地域・社会づくり

有害環境の浄化、インターネットの適正な利用を推進する活動など。

エ その他、青少年の育成支援に資すると認められる活動。

- (2) 地域に貢献する活動であるとともに、多くの方が参加しやすく、表彰を受けるにふさわしい社会的評価を得ていること。

- (3) 団体活動において特定の個人を表彰する場合には、当該活動に尽力し、当該団体の牽引力としての役割を担い、他の模範となるなど、個人として顕著な功績があると認められる者（1名以内）を対象とする。

なお、同一団体から、類似する活動において別の個人を推薦する場合には、少なくとも3年以上期間を空けること。

- (4) 活動期間については、下記を目安とする。

ただし、引き続きの活動が見込まれること。

対象者		期間
団体		5年以上継続
団体における特定の個人 ※上記(3)該当	リーダー的役割の者	5年以上継続
	その他の者	20年以上継続
個人		5年以上継続

6 推薦

【青少年の部】

- (1) 市町村長又は活動が複数地域にわたり、全県的に活動している団体の長は、毎年青対本部長の定める日までに別紙様式1又は2により青対本部長宛て推薦すること。

(2) 推薦の対象となる個人又は団体が既に他の表彰を受けていることは差支えないが、過去に同一の活動で本賞の受賞歴がある場合は、対象外とする。

(3) 過去に推薦して、年限不足で受賞対象者から漏れた者についても配慮すること。

#### 【育成功労の部】

(1) 市町村長又は活動が複数地域にわたり、全県的に活動している団体の長は、毎年青対本部長の定める日までに別紙様式3又は4により青対本部長宛て推薦すること。

(2) 推薦の対象となる個人又は団体が、過去に同一の活動において本賞（千葉県青少年協会において実施していた表彰を含む）の受賞歴がある場合及び国表彰、知事表彰、教育長表彰を受賞している場合は、対象外とする。

#### 7 補足事項

選考に際し、活動内容について県民生活課から推薦者へ問合せをすることがある。

#### 8 選考方法

青対本部長は、6により推薦のあったものについて、別に定める選考委員会において選考を行い、その報告に基づき、被表彰者を決定する。

#### 9 被表彰者数

毎年、表彰を受ける者の数は、青少年の部がおおむね20名（団体）以内、育成功労の部がおおむね10名（団体）以内とする。

#### 10 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は青対本部長が定める。

附則 「ライトブルー少年賞」表彰実施要領（平成12年9月28日制定）は廃止する。